知的財産ポリシー変更案 新旧対照表

高知県農業イノベーション推進課

新	IΒ
知的財産ポリシー	知的財産ポリシー
<u> </u>	<u>令和元年9月21日</u>
高知県 Next 次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会	<u>I o P推進機構検討部会決定</u>
代表者会議	
(基本的な考え方)	第1条 <u>(基本的な考え方)</u>
第1条 I o Pプロジェクトでは、自ら創出した知的財産を、自らの責任のもとに、保護、	IoPプロジェクトでは、自ら創出した知的財産を、自らの責任のもとに、保護、管理、
管理、活用し、地域社会が受ける利益の最大化を目指す。	活用し、地域社会が受ける利益の最大化を目指す。
_(定義)	
第2条 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める</u>	第 2 条 <u>(定義)</u>
ところによる。	1 知的財産
(1) 知的財産 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動	<u>本ポリシーで「知的財産」とは、</u> 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間
により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業	の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であっ
上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又	て、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商
は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の	品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の
情報をいう。	情報をいう。

- (2) 知的財産権 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の 知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利 をいう。
- (3) 関係組織 第1条 に賛同して I o P プロジェクトに参画する地方公共団体、大学、 企業その他の組織をいう。
- (4) 対象者 I o Pプロジェクトに関係する組織に雇用されている者、その他 I o P プロジェクトに関係する組織の研究者としての採用時に職務発明につき契約がなされている者、 I o Pプロジェクトに関係する組織の施設等を利用する I o Pプロジェクト関係者以外の者で I o Pプロジェクトに関係する組織の職務発明に関する規則につき契約がなされている者をいう。

(知的財産権の効果)

- 第3条 研究成果を知的財産権化すること<u>のIoPプロジェクトにとっての効果は、次の</u>
 - 各号に掲げるとおり。
 - (1) ロイヤリティーの還元及び更なる研究資金の獲得で新たな研究資金を生み出す。
 - (2) 研究成果に対し産業界からの評価を受ける。
 - (3) 成果物の実施化を通して新たな課題を知る。
 - (4) 教職員、研究者等にフィードバックされ新たな研究、発明を生み出す貴重な機会を得る。
 - (5) I o Pプロジェクトの研究成果が目に見える形で使われることにより、 I o Pプロジェクトの社会との連携が促進され、評価が高まる。

2 知的財産権

本ポリシーで「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 関係組織

<u>本ポリシーで「関係組織」とは、「第1条(基本的な考え方)」</u>に賛同して I o P プロジェクトに参画する地方公共団体、大学、企業その他の組織をいう。

4 対象者

本ポリシーの対象者は、 $I \circ P$ プロジェクトに関係する組織に雇用されている者、その他 $I \circ P$ プロジェクトに関係する組織の研究者としての採用時に職務発明につき契約がなされている者、 $I \circ P$ プロジェクトに関係する組織の施設等を利用する $I \circ P$ プロジェクト関係者以外の者で $I \circ P$ プロジェクトに関係する組織の職務発明に関する規則につき契約がなされている者をいう。

第3条 (知的財産権の効果)

研究成果を知的財産権化すること<u>は、I o Pプロジェクトにとって、次のような効果があ</u>

<u>る。</u>

1 ロイヤリティーの還元及び更なる研究資金の獲得で新たな研究資金を生み出す。

2 研究成果に対し産業界からの評価を受ける。

3成果物の実施化を通して新たな課題を知る。

4 教職員、研究者等にフィードバックされ新たな研究、発明を生み出す貴重な機会を得る。

 $\underline{\mathbf{5}}$ \mathbf{I} $\mathbf{0}$ \mathbf{P} $\mathbf{7}$ $\mathbf{0}$ \mathbf{P} $\mathbf{7}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ \mathbf{P} $\mathbf{7}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{1}$ $\mathbf{0}$ $\mathbf{$

(研究成果等の権利の帰属)

- 第4条 I o Pプロジェクトの研究及び開発の成果物は、関係組織及び日本国民全体の財産であるとの観点並びに第1条に基づき、I o Pプロジェクトの予算を使って行う研究等、又は I o Pプロジェクトが関連する施設、設備、装置を利用して行う研究等の結果、教職員、研究者等が行った発明等(以下「I o P関連職務発明等」という。)に係る知的財産権については、原則として、当該教職員、研究者等が所属する関係組織の職務発明規程及び関連する各契約に基づいて帰属が決まる。
- 2 関係組織に所属する教職員、研究者等は、I o P 関連職務発明等をしたときは当該関係組織の職務発明規程に基づき、速やかに発明等届出書を提出しなければならない。発明等届出書を受領した関係組織は、その旨を高知県に報告しなければならない。

(知的財産の管理・活用の促進)

第5条 関係組織は、知的財産の管理をするとともに、知的財産権を用いた研究資金の獲得や企業等への実施許諾等の活用を積極的に努めるものとする。ただし、高知県内での知的財産の活用を優先する。この場合において、関係組織は、知的財産権の一部又は全部を高知県に譲渡すること、専用実施権等を高知県に設定すること、通常実施権等を高知県に許諾すること、通常実施権等を第三者に許諾することを高知県に許容することなど、複数の選択肢の中から適したものを高知県と協議の上決定する。

2 前項の規定にかかわらず、IoP プロジェクト外の組織が費用拠出する場合の共同研究

第4条(研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・継承・責務)

1権利の帰属・継承

I o Pプロジェクトの研究及び開発の成果物は、関係組織及び日本国民全体の財産であるとの観点並びに<u>「第1条(基本的な考え方)」</u>に基づき、I o Pプロジェクトの予算を使って行う研究等、又は I o Pプロジェクトが関連する施設、設備、装置を利用して行う研究等の結果、教職員、研究者等が行った発明等(以下「I o P関連職務発明等」という。)に係る知的財産権については、原則として、当該教職員、研究者等が所属する関係組織の職務発明規程及び関連する各契約に基づいて帰属が決まる。

2 教職員、研究者等の責務

関係組織に所属する教職員、研究者等は、I o P 関連職務発明等をしたときは当該関係組織の職務発明規程に基づき、速やかに発明等届出書を提出しなければならない。発明等届出書を受領した関係組織は、その旨を高知県<u>(又は後に設立される I o P 推進機構(以下 「高知県等」という。))</u>に報告しなければならない。

第5条(知的財産の管理・活用の促進)

関係組織は、知的財産の管理をするとともに、知的財産権を用いた研究資金の獲得や企業等への実施許諾等の活用を積極的に努めるものとする。ただし、高知県内での知的財産の活用を優先する。この場合において、関係組織は、知的財産権の一部又は全部を高知県等に譲渡すること、専用実施権等を高知県等に設定すること、通常実施権等を高知県等に許諾すること、通常実施権等を高知県等に許諾することを高知県等に許容することなど、複数の選択肢の中から適したものを高知県等と協議の上決定する。

等の成果としての知的財産は、当該共同研究の当事者間の協議に基づき活用を検討する ものとする。

(研究成果の取扱い)

- 第6条 関係組織に所属する教職員、研究者等は、学会発表、論文発表を積極的に行うものとする。ただし、発表前に<u>次の各号に掲げる指針に基づいて知的財産権化</u>の手続きをするものとする。この場合において、当該関係組織は、高知県に事前相談をしなければならない。
 - (1) 特許権侵害の発見が容易な発明、例えば素材、機能性成分、材料、機器、計測システム等に関する発明は、基本的に特許出願を検討する。
 - (2) 特許権侵害の発見が難しい発明、例えば栽培方法に関する発明は、ノウハウとして秘匿することが望ましい。そのため、学会発表、論文発表の際は注意が必要であり、発表前に所属する関係組織と相談の上対応を検討する。
 - (3) 新品種に関しては、商標登録と品種登録に必要な手続きを行うことを基本とする。
 - (4) プログラムについては、著作権として保護する場合と特許出願をする場合がある ため、所属する関係組織と相談の上対応を検討する。

< I o Pプロジェクトで想定される研究成果、知的財産等の取扱い>

関係組織に所属する教職員、研究者等は、学会発表、論文発表を積極的に行うものとする。 ただし、発表前に<u>所属する関係組織と相談の上特許出願等</u>の手続きをするものとする。こ の場合において、当該関係組織は、高知県等に事前相談をしなければならない。

特許侵害の発見が容易な発明、例えば素材、機能性成分、材料、機器、計測システム等に 関する発明は、基本的に特許出願を検討する。

特許侵害の発見が難しい発明、例えば栽培方法に関する発明は、ノウハウとして秘匿する ことが望ましい。そのため、学会発表、論文発表の際は注意が必要であり、発表前に所属 する関係組織と相談の上対応を検討する。

新品種に関しては、商標登録と品種登録に必要な手続きを行うことを基本とする。

プログラムについては、著作権として保護する場合と特許出願をする場合があるため、所属する関係組織と相談の上対応を検討する。

知的財産ポリシー

令和5年○月○日

高知県 Next 次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会 代表者会議

(基本的な考え方)

第1条 I o Pプロジェクトでは、自ら創出した知的財産を、自らの責任のもとに、保護、管理、活用し、地域社会が受ける利益の最大化を目指す。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 知的財産 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。
 - (2) 知的財産権 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産 に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。
 - (3) 関係組織 「第1条(基本的な考え方)」に賛同して I o P プロジェクトに参画する地方 公共団体、大学、企業その他の組織をいう。
 - (4) 対象者 本ポリシーの対象者は、IoPプロジェクトに関係する組織に雇用されている者、その他IoPプロジェクトに関係する組織の研究者としての採用時に職務発明につき契約がなされている者、IoPプロジェクトに関係する組織の施設等を利用するIoPプロジェクト関係者以外の者でIoPプロジェクトに関係する組織の職務発明に関する規則につき契約がなされている者をいう。

(知的財産権の効果)

- 第3条 研究成果を知的財産権化することの I o Pプロジェクトにとっての効果は、次の各号に 掲げるとおり。
 - (1) ロイヤリティーの還元及び更なる研究資金の獲得で新たな研究資金を生み出す。
 - (2) 研究成果に対し産業界からの評価を受ける。
 - (3) 成果物の実施化を通して新たな課題を知る。
 - (4) 教職員、研究者等にフィードバックされ新たな研究、発明を生み出す貴重な機会を得る。
 - (5) $I \circ P$ プロジェクトの研究成果が目に見える形で使われることにより、 $I \circ P$ プロジェクトの社会との連携が促進され、評価が高まる。

(研究成果等の権利の帰属)

- 第4条 I o Pプロジェクトの研究及び開発の成果物は、関係組織及び日本国民全体の財産であるとの観点並びに第1条に基づき、I o Pプロジェクトの予算を使って行う研究等、又は I o Pプロジェクトが関連する施設、設備、装置を利用して行う研究等の結果、教職員、研究者等が行った発明等(以下「I o P関連職務発明等」という。)に係る知的財産権については、原則として、当該教職員、研究者等が所属する関係組織の職務発明規程及び関連する各契約に基づいて帰属が決まる。
- 2 関係組織に所属する教職員、研究者等は、IoP関連職務発明等をしたときは当該関係組織 の職務発明規程に基づき、速やかに発明等届出書を提出しなければならない。発明等届出書を 受領した関係組織は、その旨を<mark>高知県</mark>に報告しなければならない。

(知的財産の管理・活用の促進)

- 第5条 関係組織は、知的財産の管理をするとともに、知的財産権を用いた研究資金の獲得や企業等への実施許諾等の活用を積極的に努めるものとする。ただし、高知県内での知的財産の活用を優先する。この場合において、関係組織は、知的財産権の一部又は全部を高知県に譲渡すること、専用実施権等を高知県に設定すること、通常実施権等を高知県に許諾すること、通常実施権等を第三者に許諾することを高知県に許容することなど、複数の選択肢の中から適したものを高知県と協議の上決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、IoP プロジェクト外の組織が費用拠出する場合の共同研究等の成果としての知的財産は、当該共同研究の当事者間の協議に基づき活用を検討するものとする。

(研究成果の取扱い)

- 第6条 関係組織に所属する教職員、研究者等は、学会発表、論文発表を積極的に行うものとする。ただし、発表前に、次の各号に掲げる指針に基づいて知的財産権化を検討するものとする。 この場合において、当該関係組織は、高知県に事前相談をしなければならない。
 - (1) 特許権侵害の発見が容易な発明、例えば素材、機能性成分、材料、機器、計測システム等に関する発明は、基本的に特許出願を検討する。
 - (2) 特許権侵害の発見が難しい発明、例えば栽培方法に関する発明は、ノウハウとして秘匿することが望ましい。そのため、学会発表、論文発表の際は注意が必要であり、発表前に所属する関係組織と相談の上対応を検討する。
 - (3) 新品種に関しては、商標登録と品種登録に必要な手続きを行うことを基本とする。
 - (4) プログラムについては、著作権として保護する場合と特許出願をする場合があるため、所属する関係組織と相談の上対応を検討する。